

基本仕様書

1 事業名

令和 7 年度食品ロス削減啓発事業（福岡エコ運動）広報等業務委託

2 目的

福岡市内の飲食店、宿泊施設及び食品小売店等（以下、「飲食店等」という。）における外食や宴会での食べ残し、過剰発注による売れ残り等によって生じる食品ロスの削減を目的とする。

食品ロス削減に関する広報を行うとともに、食品ロス削減に取り組む福岡エコ運動協力店※（以下、「協力店」という。）の認知度向上と市民の利用促進につながる効果的な企画・運営を行う。

また、協力店の新規拡大と登録内容の確認等を行う。

※福岡エコ運動協力店

福岡市が推進する事業系食品ロス削減事業（福岡エコ運動）の趣旨に賛同し、食べ残しや売れ残り等の食品ロス削減に取り組む市内の飲食店や宿泊施設、食品小売店等を「福岡エコ運動協力店」として登録する制度

3 履行場所

福岡市環境局循環型社会推進部ごみ減量推進課

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

4 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 業務内容

（1）協力店の拡大・情報整理等

- ・飲食店等に対して福岡エコ運動への参加協力を呼びかけ、新規登録店を獲得すること。
- ・令和 7 年度末時点の目標店舗数：1,015 店舗以上（令和 7 年 3 月末時点で 1,000 店舗）
- ・既存協力店に対して、登録内容等の確認を行う。閉店や移転等、登録内容変更・登録中止の情報は発注者へ速やかに報告すること。

（2）広報・啓発活動

20 代～40 代の市民をターゲット層とし、その特性を分析した上で、SNS 等を活用し、外食や宴会など多様な食シーンにおける食品ロス削減のための効果的な提案を行うこと。

特に、食品ロスに関心の低い層には、協力店のユニークなサービスや魅力など『行ってみたい』と思わせる情報を発信し、行動変容を促すこと。

① SNS 等を活用した周知啓発

- ・ターゲット層の特性や興味関心、利用する SNS（Instagram、X、Facebook 等）を分析し、効果的な情報発信を行うこと。
- ・効果的な広報ができるアカウントがあれば提案し、積極的に活用すること。

※Instagram の投稿には、福岡市環境局の公式アカウント（「福岡市の環境」eco2022_fukuoka）を使用可能。

- ・アプリやデリバリープラットフォーム等を活用し、市民が楽しみながら食品ロス削減への意識を持ち、協力店をお得に利用できる仕組みを提案・実施すること（例：食べきり量に応じたポイントや割引クーポン等の特典提供など）。

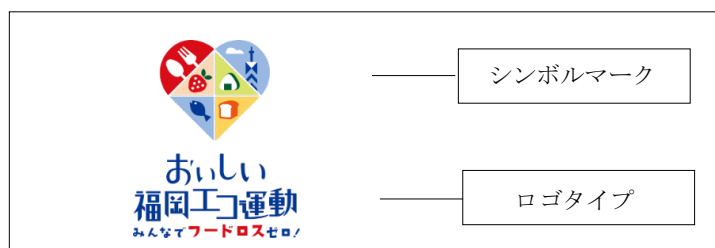
② SNS 広報用の動画および、静止画の制作

- ・当事業のメインとなる動画および、デジタルサイネージ用の静止画を制作すること。
- ・動画は 30 秒尺を基準とし、冒頭のインパクトを重視した内容とすること。
- ・静止画は複数のサイズで制作し、様々な媒体（SNS、デジタルサイネージ等）で活用できるようにすること。

③ 啓発ツールの制作・配布

- ・食品ロス削減に効果的な啓発ツールを提案・制作し、協力店に配布すること。その際、提案の根拠として、費用対効果等の情報を提示すること。
- ・啓発ツールについては、事業ロゴ※（ロゴタイプ+シンボルマーク）を使用する。新たにロゴを作成して使用する場合は、「食品ロス削減」を連想できるデザインにすること。
- ・啓発ツールには、「5 業務内容（5）アンケートの実施」の内容を盛り込むことも可能とする。
- ・環境に配慮した素材（再生紙、バイオマス素材等）を選択すること。

※事業ロゴ



④ キャンペーンの実施

- ・食品ロス削減月間（10 月）及び年末年始にキャンペーンを実施すること。
- ・飲食店等利用者の食品ロス削減に対する意識向上につながる内容であること。
- ・協力店の利用促進、支援につながる内容かつ負担にならない内容であること。
- ・様々な媒体を活用して広範な広報活動を実施し、キャンペーン参加者の拡大を図ること。
- ・キャンペーンには「5 業務内容（2）広報・啓発活動 ① SNS 等を活用した周知啓発及び、（4）食べ残し持ち帰り促進ガイドラインの周知」の内容を取り入れることも可能とする。
- ・キャンペーンの企画・広報・運営・問い合わせ等の業務全般について受注者が対応すること。

⑤ 協力店と連携した広報啓発

- ・行政から市民への発信だけでなく、協力店から市民への情報発信を促すこと。
- ・協力店の SNS アカウントとの連携、ハッシュタグの共有や投稿のシェア等、協力店と連携した情報発信を行うこと
- ・SNS 投稿文例やポイントが貯まるスタンプカード台紙などの広報ツールを作成・提供し、協力店による情報発信を支援すること。

(3) ウェブサイト「ロスせんバイ！福岡エコ運動協力店」の活用

協力店の情報は「ロスせんバイ！福岡エコ運動協力店ウェブサイト」（以下、「ウェブサイト」という。）において、店舗写真、取組内容等を掲載できる仕様としているが、掲載内容が、基本的な店舗情報のみに留まるなど、十分に魅力を伝えきれていない状況である。

そこで、ウェブサイトにおいて公開する写真や取組内容等の掲載内容をより魅力あるものとする
ことで、協力店の存在と活動をより広く周知し、協力店の利用促進を図る。

① 閲覧数増加のための広報活動

環境意識の高い層に向けたメディアとして、ここでしか知ることができない、見ることができない情報を発信することに重点を置いて広報を実施すること。

② 協力店の写真、取組内容等の収集

- ・画像を必須項目として収集する協力店の数は 200 店舗以上とする。
- ・情報収集方法を工夫（直接訪問、電話、アンケートフォーム等）して、掲載が不足している協力店を抽出して必要な情報収集を行うこと。
- ・情報収集と併せて、協力店に対しウェブサイトの更新方法などについても必要に応じて説明を行うこと。

③ 特集記事の作成（最低 5 本）

- ・協力店の認知度向上及び利用促進につながる特集記事を作成すること。
- ・協力店の選定・取材・問い合わせ等は受注者が対応すること。

【特記事項】

- ・協力店の情報を SNS 等から収集した場合は、ウェブサイトへの掲載について協力店の承諾を得ること。
- ・収集した情報内容の精査・校正を行うこと。

＜SNS 等とウェブサイトの役割整理＞

SNS 等：食品ロスなどの環境問題に関心が薄い層へのアプローチが目的

ウェブサイト：環境問題に関心が高い層へのアプローチが目的

(4) 「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」の周知

「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」（消費者庁・厚生労働省）の策定に伴い、市民及び協力店を対象とした広報啓発を実施する。

- ・食べ残した料理を持ち帰るための啓発用オリジナル持ち帰り容器のデザインを提案・制作し、参加協力店を通じて配布すること。
- ・単なる容器の配布に終わらないよう、制作にあたっては、持ち帰り時の注意事項や食品ロス削減の意義などを市民に伝える啓発デザインとするほか、環境に配慮した素材（再生紙、バイオマス素材等）を選択すること。
- ・参加協力店の選定については、飲食店等を対象に先着で 20 店舗を募集し、1 店舗当たり 100 個の持ち帰り容器の配布を想定している。

- ・持ち帰り容器の配布に関する協力店との連絡調整は、受注者が対応すること。

(5) アンケートの実施

アンケートは、市民と協力店を対象に実施すること。市民には食品ロス削減に対する意識や行動、福岡エコ運動の認知度を調査する。協力店には食品ロス削減に関する意識や行動、福岡エコ運動に対する課題や要望を調査する。また、「5 業務内容（4）食べ残し持ち帰り促進ガイドラインの周知」に参加した協力店やその利用者を対象にアンケートを実施し、事業の効果を測定すること。

- ・利用者向けには二次元コードを活用したオンラインアンケートを実施し、協力店向けにはメール送付によるオンラインアンケートと電話による聞き取り調査を併用して十分な回答数が得られるよう工夫すること。
- ・経年変化を確認するため、前年度内容を基に調整を行うこと。
- ・アンケートフォームの作成、管理、集計を行うこと。

(6) その他の提案業務

必要に応じて追加の業務や手続きを実施すること。

6 業務スケジュール

業務内容	令和7年						令和8年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	■契約締結				打合せ（適宜）				報告■
(1) 福岡エコ運動協力店の拡大・支援等	準備				新規店確保				
(2) 広報・啓発活動	準備				協力店との連携・SNS等による周知・啓発				
				準備	アプリ・デリバリープラットフォーム等を活用した業務				
	準備	動画・静止画作成 啓発ツール作成・配布		←		掲示			→
			準備	食品ロス削減月間キャンペーン		年末年始キャンペーン			
(3) ウェブサイト「ロスせんバイ！福岡エコ運動協力店」の活用	準備				広報・ウェブサイト活用				
	準備	協力店情報調査、調査内容精査		引渡 ⇒市	協力店情報調査、調査内容精査			引渡 ⇒市	
	準備	協力店取材・記事作成	引渡 ⇒市	協力店取材・記事作成	引渡 ⇒市	協力店取材・記事作成	引渡 ⇒市		
(4) 食べ残し持ち帰り促進ガイドラインの周知	準備				食べ残し持ち帰り促進ガイドラインの周知				
	準備	参加する協力店募集 持ち帰り容器作成・配布							
(5) アンケートの実施			準備			アンケート			集計
(6) その他の提案業務			準備		その他提案に係る業務				

※スケジュールは目安であり、詳細は発注者と協議の上決定する。

7 成果物

(1) 広報用コンテンツ及び啓発ツール

「5 業務内容」で作成した広報用コンテンツ及び啓発ツールを印刷物及び電子媒体（電子データは、PDF 及びイラストレーター等加工可能データ）にて随時提出すること。

なお、必要に応じて PDF データは市ホームページにそのまま掲載できる形（5 MB 以下）に変換したのも併せて提出すること。

(2) 福岡エコ運動協力店情報

「5 業務内容(1) 協力店の拡大・情報整理等」で確保した新規登録店の情報及び既存店の登録内容変更・登録中止情報を、発注者が指定する様式にて随時提出すること。

(3) その他作成したもの

「5 業務内容(6) その他の提案業務」に係る必要な業務で作成したものを電子媒体(PDF 及びイラストレーター等加工可能データ)にて随時提出すること。

(4) 実施報告書

履行期間内に実施した業務内容をまとめた実施報告書を印刷物及び電子データにて提出すること。

8 軽微な業務の再委託について

- (1) コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務の再委託に当たっては、契約書に規定する「発注者の承諾」は要しないものとする。ただし、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を再委託の相手方とすることはできない。

なお、上記例示業務以外の業務については、発注者の承諾を要しない軽微な業務に該当するか否かを事前に発注者に確認すること。

また、発注者が必要と認める場合には、再委託の相手方の名称その他発注者が必要と認める事項について、報告すること。

- (2) 委託業務に係る個人情報及び情報資産については、原則受注者自ら取り扱うものとし、やむを得ず第三者に当該個人情報及び情報資産の取り扱いを委託する場合は、書面による発注者の承認を得ること。なお、承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取り扱いの義務を遵守させるものとする。

9 留意事項

- (1) この委託で制作されたもの(以下「制作物」という。)に係る著作権、複製権、上演権、上映権、公衆送信権、送信可能化権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権は、発注者に帰属する。
- (2) コンテンツや印刷物等の制作、イベント等実施にあたっては、福岡市が定める「ユニバーサルデザインに配慮した印刷物作成の手引き」に従うこと。また、男女共同参画の視点に留意すること。
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/shisei/kouhou-hodo/kankoubutsu-video/ud.html>
- (3) 委託内容等については、提案競技時点におけるものであり、契約締結の際、受注予定者と協議のうえ変更を加えることがある。
- (4) 発注者は、制作物の一部について差し替え、削除及び追加の必要が生じた場合には、受注者または受注者以外の事業者へ委託し、その改変を行うことができる。ただし、受注者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受注者がその手続きを行うこと。
- (5) 発注者は、制作物を他の広報物に使用でき、また、発注者が認める場合には、受注者は、第三者

による映像等の使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。

- (6) 制作にあたって利用する人物等の著作権や肖像権等の権利関係に関することは、受注者において処理する。
- (7) 契約後、速やかに事業スケジュールを発注者に提出する。提出後は、スケジュールおよび発注者の指示に基づき、実施に向けて必要な手配・調整・準備を行い、準備状況等については随時発注者に報告すること。
- (8) この基本仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、発注者と協議し、業務を進める。